

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する 政令について

1. 改正の背景

水防法における浸水被害軽減地区の指定制度の創設や河川法における国土交通大臣による権限代行制度の創設等を内容とする「水防法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第31号）が平成29年5月19日に公布された。

これに伴い、所要の事項を定める必要があるため、水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令（平成23年政令第428号）、河川法施行令（昭和40年政令第14号）及び独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）等の関係政令の一部を改正する。

2. 改正の概要

（1）水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令の一部改正

浸水被害軽減地区内の土地における届出を要しない行為は、浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のためにする行為及び仮設の建築物の建築等の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為とする。

（2）河川法施行令の一部改正

- ① 国土交通大臣による権限代行の対象となる河川の改良工事又は修繕は、ダム等に関する改良工事又は修繕とする。
- ② 国土交通大臣は、特定河川工事を施行しようとするとき等は工事を行う河川の名称及び区間や工事の内容等を公示しなければならないこととする。
- ③ 特定河川工事を行う場合に国土交通大臣が河川管理者に代わって行うことができる権限は、損失補償や調査のための土地の立入り等の、特定河川工事の実施のために必要な権限とする。

（3）独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正

- ① 機構による権限代行の対象となる河川管理施設の改築又は修繕に関する工事は、ダムに関する改築又は修繕に関する工事とする。
- ② 機構は、特定河川工事を施行しようとするとき等は工事を行う河川の名称及び区間や工事の内容等を公示しなければならないこと等とする。
- ③ 特定河川工事を行う場合に機構が河川管理者に代わって行うことができる権限は、損失補償や調査のための土地の立入り等の、特定河川工事の実施のために必要な権限とする。
- ④ 水資源開発施設の管理に係る水道事業者等の負担金の支払方法は、当該負担金の全部又は一部につき割賦支払、一時支払又は当該年度支払のうちから、機構が定めるものとする。

（4）その他

上記のほか、関係政令について所要の改正を行う。